

社会医療法人 甲友会
介護付有料老人ホームやすらぎ

事業運営規程

一般型指定特定施設入居者生活介護
一般型指定介護予防特定施設入居者生活介護
事業運営規程

一般型指定特定施設入居者生活介護及び
一般型指定介護予防特定施設入居者生活介護に関する事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会医療法人甲友会（以下「事業者」という）が設置する 介護付有料老人ホームや
すらぎ（以下「事業所」という）において実施する一般型指定特定施設入居者生活介護及
び一般型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業（以下「事業」という）の適正な運営
を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の管理者、生活相
談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員、計画作成担当者その他の一般型指定特定施
設入居者生活介護及び一般型指定介護予防特定施設入居者生活介護等従業者（以下「従業
者」という）が、要介護状態及び要支援状態の利用者に対し、適切な一般型指定特定施設
入居者生活介護及び一般型指定介護予防特定施設入居者生活介護（以下「入居者生活介護
等」という）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 一般型指定特定施設入居者生活介護の提供にあたって、要介護状態の利用者に対し、
入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の支援を行
うことにより、要介護状態となった場合でも、その有する能力に応じ自立した日常生活を
営むことができるよう必要な援助を行う。一般型指定介護予防特定施設入居者生活介護の
提供にあたって、要支援状態の利用者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常
生活上の支援、機能訓練及び療養上の支援を行うことにより、要支援状態となった場合
でも、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、要
支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよ
う適切な技術をもって行うものとし、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 3 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に
努めるものとする。
- 4 事業の実施にあたっては、事業所の所在する市町村、協力医療機関に加え、居宅介護支
援事業者、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者
との連携に努めるとともに、常に利用者の家族との連携を図り、利用者とその家族との交流
等の機会を確保するよう努めるものとする。
- 5 前 4 項のほか、「西宮市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準
等を定める条例（平成 24 年 9 月 24 日西宮市条例第 17 号）」、「西宮市指定介護予防サー
ビス等の事業の人員、設備及び運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のため
の効果的な支援の方法に関する条例（平成 24 年 9 月 24 日西宮市条例第 16 号）」に定める内容
を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 介護付有料老人ホームやすらぎ
- (2) 所在地 西宮市津門呉羽町9番10号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 第4条 本事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、従業者及び実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令、法令等において規定される指定特定施設入居者生活介護の実施に関し、事業所の従業者に対し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。
- (2) 計画作成担当者 1名
計画作成担当者は、利用者又は家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の特定施設従業者と協議の上、サービスの目標、サービスの内容等を盛り込んだサービス計画を作成する。
- (3) 生活相談員 1名
生活相談員は、利用者又はその家族の相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行う。
- (4) 介護職員 26名(常勤 21名)以上
介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行う。
- (5) 看護職員 3名以上
看護職員は常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じるものとする。
- (6) 機能訓練指導員 1名以上
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。
- (7) 事務職員 2名(常勤 2名)

(定員及び居室数)

第5条 事業所の利用定員は、合計95名とする。

- 2 居室数は、75室とする。

(サービス内容)

第6条 「入居者生活介護等」の内容は、次のとおりとする。

- (1) 入浴
自ら入浴が困難な入居者に対し、1週間に2回以上、一部又は全部の入浴介助、又は清拭を行う。
- (2) 排せつ

入居者の心身の状況に応じた適切な方法により排せつの自立に向けて必要な援助を行う。

(3) 食事、離床、着替え、整容等の日常生活上の世話

入居者の心身の状況に応じた適切な方法により、食事・離床・着替え・整容等の日常生活に向けて必要な援助を行う。

(4) 機能訓練

入居者の要介護状態の軽減、又は悪化の防止に資するよう機能訓練を行う。

(5) 健康管理

常に入居者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じる。

(6) 相談、援助

常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、入居者の社会生活に必要な援助に努める。

(利用料等)

第7条 一般型指定特定施設入居者生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割から3割の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生労働省告示第19号）によるものとする。

2 一般型指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割から3割の額とする。なお、法定代理受領以外の利用料については、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第127号）によるものとする。

3 管理費については、下記月額費用（税別）を徴収する。

2～4階	135,300円
5階	140,425円

※ 2人入居の場合は、上記月額費用に加え管理費用として43,050円（税別）を徴収する。

※ 暦月で不在期間が15日（2月は14日）以上の場合は管理費は半額とする。

※ 自立者は、自立支援費用として月額40,000円（税別）（2人目は20,000円（税別））を別途徴収する。

※ 自立支援とは、要支援予防のため、個別リハビリ、通院・公共施設での手続き・買い物同行及び日々の入浴準備・清掃等の生活援助をいう。

※ 2022年3月31日現在ご入居の方には、別添資料のとおり管理費から減額致する。

4 食費については、月額66,600円（1ヶ月30日の場合／税別）を徴収する。

5 光熱水費は、月額管理費に含む。

- 6 その他日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものの実費について徴収する。費用は別添「介護サービス等の一覧表」に記載。
- 7 月の途中における入退所については日割り計算とする。
- 8 利用料等の支払いを受ける場合は、利用者又はその家族に対して利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した請求書を発行し、指定の金融機関口座より引き落とすか、又は指定の金融機関口座に振込みを求めるものとする。
- 9 「入居者生活介護等」の提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名）を受けるとする。
- 10 法定代理受領サービスに該当しない「入居者生活介護等」に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した「入居者生活介護等」の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又は家族に対して交付する。

（専用居室の利用条件・手続き）

第8条 入居後に専用居室を移る場合（判定基準・手続き、追加費用の要否、居室利用権の取扱い等）

各居室での適切な介護を行うために、認知症の入居者及び中・重度の要介護状態の入居者を医師の意見を踏まえ、入居者の意思を確認した上で、居室を変更する場合がある。

- 2 5階居室から2～4階居室へ移る場合、入居一時金の差額を5年償却で精算する。入居者の希望により移る場合、前室の現状復帰費用が必要。

（衛生管理等）

第9条 「入居者生活介護等」を提供する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 「入居者生活介護等」事業所において、食中毒及び感染症が発生、又は蔓延しないように必要な措置を講じるものとする。また、これらを防止するための措置等について必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つものとする。

（入所にあたっての留意事項）

第10条 入所にあたっては、あらかじめ入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入所に関する契約及び「入居者生活介護等」の提供に関する契約を文書により締結するものとする。

- 2 入居申込者又は入居者が入院治療を要する者であること等、入居申込者又は入居者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を講じる。
- 3 入居者の退去に際しては、入居者及びその家族の希望、退去後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者や保健医療、福祉サー

ビス提供者との密接な連携に努める。

(緊急時等における対応方法)

第11条 「入居者生活介護等」従業者は、「入居者生活介護等」の提供を行っているときに利用者に病状の急変その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告する。

- 2 利用者に対する「入居者生活介護等」の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る身元引受人等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する「入居者生活介護等」の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(安否確認)

第12条 事業者は、入居者の心身の健康を保持し、その生活の安定を図る観点から安否確認を行う。

(1) 安否確認の方法

- a 新聞・郵便物・宅配物等の職員による居室配達時の受け取り
- b 出来高サービス提供事業者によるサービスを通じた観察及び記録
- c 食事サービス提供時の食堂等施設内共有スペースにおける目視や声かけ
- d 職員による日中における居室訪問又は電話
- e 夜間の巡視

(2) 安否確認の回数は毎日1回以上とする。

(非常災害対策)

第13条 事業者は、消防法に規定する防火管理者を設置して消防計画を作成するとともに、当該計画に基づく次の業務を実施する。

- (1) 消火、通報及び避難の訓練（年2回）
- (2) 消防設備、施設等の点検及び整備
- (3) 従業者の火気の使用又は取扱いに関する監督
- (4) その他防火管理上必要な業務

(苦情処理)

第14条 「入居者生活介護等」の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、提供した特定施設入居者生活介護等の提供に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、かつ市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業者は、提供した「入居者生活介護等」に係る利用者からの苦情に関して国民健康保

険団体連合会（国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 45 条第 5 項に規定する国民健康保険団体連合会をいう）が行う法第 176 条第 1 項第 3 号の調査に協力するとともに指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（身体拘束について）

第15条 事業者は、入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動制限を行わない。

2 前項の身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

（虐待について）

第16条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者又はその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

（個人情報の保護）

第17条 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドランス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又は身元引受人の了解を得るものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第18条 事業者は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- (2) 継続研修 年 2 回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業者は、「入居者生活介護等」に関する記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存するものとする。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

2024年6月1日 改定

別添資料

管理費の減額一覧

(税別)

介護度	1割	2割	3割
要支援1	0円	0円	6,000円
要支援2	5,000円	5,000円	18,000円
要介護1	6,000円	16,000円	18,000円
要介護2	12,000円	16,000円	20,000円
要介護3	12,000円	18,000円	20,000円
要介護4	12,000円	18,000円	20,000円
要介護5	16,000円	18,000円	30,000円

別添

入居者の個別選択によるサービス一覧表

(税別)

特定施設入居者生活介護（地域密着型・介護予防を含む）の指定の有無					なし	あり		
区分	特定施設入居者生活介護費で、実施するサービス (利用者一部負担※1)		個別の利用料で、実施するサービス (利用者が全額負担)		包含※2	都度※2	料金 (税別) ※3	備考
	なし	あり	なし	あり				
介護サービス								※食堂で過ごされている時は概ね見守りを行います。居室で過ごされている時はケアプランに基づき、入居者の承諾を得たうえで訪室します。緊急時は随時対応します。
食事介助	なし	あり	なし	あり				
排せつ介助・おむつ交換	なし	あり	なし	あり				
おむつ代	/		なし	あり		○	実費	
入浴（一般浴）介助・清拭	なし	あり	なし	あり				1人週2回程度。状態に応じ清拭を行う。
特浴介助	なし	あり	なし	あり				1人週2回程度。
身辺介助（移動・着替え等）	なし	あり	なし	あり				できない部分を介助。施設備え付けの車イス歩行器等以外の個人機器等は自己負担。
機能訓練	なし	あり	なし	あり				ケアプランに基づき、身体状況に応じた訓練を行う。
通院介助	なし	あり	なし	あり				①協力医療機関：緊急の場合ならびに施設の指定日時に送迎、同行を行う。 ②それ以外：通院介助費用は別途料金負担。交通費は実費
生活サービス								※安全かつ安心して主体的に生活していただけるよう、安否確認、相談、助言などを状況把握・生活相談サービスを行います。
居室清掃	なし	あり	なし	あり		○	500円/15分	居室清掃は週1回、必要な場合はその都度行う。

リネン交換	なし	<input checked="" type="checkbox"/>	なし	<input checked="" type="checkbox"/>		○	実費	週1回行う。汚れた場合は実費負担でその都度行う。
日常の洗濯	なし	<input checked="" type="checkbox"/>	なし	<input checked="" type="checkbox"/>		○	実費	洗濯機で対応でき、アイロンがけが不要な衣料について行う。それ以外の衣料については専門業者への取次ぎにつき実費負担。
居室配膳・下膳	<input checked="" type="checkbox"/>	あり	なし	<input checked="" type="checkbox"/>		○	200円	病気等以外の理由で、居室へ配膳、下膳を行う場合は、各1回当たり200円（施設による指定を除く）
入居者の嗜好に応じた特別な食事	/		なし	<input checked="" type="checkbox"/>		○	実費	通常の食事以外また外食の費用は実費負担
理美容師による理美容サービス			なし	<input checked="" type="checkbox"/>		○	実費	外部の訪問理美容が提供
買い物代行	なし	<input checked="" type="checkbox"/>	なし	<input checked="" type="checkbox"/>		○	500円/15分	週1回ホームの指定日に近隣のホーム指定の店にて代行する。それ以外は別途料金負担。
役所手続き代行	<input checked="" type="checkbox"/>	あり	なし	<input checked="" type="checkbox"/>		○	500円/15分	月1回施設の指定日に代行する。それ以外は別途料金負担
金銭・貯金管理	<input checked="" type="checkbox"/>	あり	<input checked="" type="checkbox"/>	あり				
健康管理サービス								※看護職員等が行います。医療機関等への医療費は自己負担。
定期健康診断	/		なし	あり				年1回希望により胸部レントゲン撮影を実施（無償）
健康相談			なし	<input checked="" type="checkbox"/>	なし	あり		
生活指導・栄養指導	なし	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	あり				適宜行う。
服薬支援	なし	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	あり				医師の指示に従って服薬支援を行う。
生活リズムの記録（排便・睡眠等）	なし	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	あり				毎日、専用ソフトに記録する。（電子記録）
入退院時・入院中のサービス								※医療費は別途自己負担。
移送サービス	なし	<input checked="" type="checkbox"/>	なし	<input checked="" type="checkbox"/>		○	500円/15分	協力医療機関への送迎を行う。それ以外は別途料金負担。介護タクシー等の交通手段は実費負担。
入退院時の同行	なし	<input checked="" type="checkbox"/>	なし	<input checked="" type="checkbox"/>			500円/15分	協力医療機関への同行を行う。それ以外は必要に応じて行う。（別途料金負担）
入院中の洗濯物交換・買い物	<input checked="" type="checkbox"/>	あり	なし	<input checked="" type="checkbox"/>		○	500円/15分	必要な場合は適宜行う。（別途料金負担）
入院中の見舞い訪問	なし	<input checked="" type="checkbox"/>	なし	<input checked="" type="checkbox"/>		○	500円/15分	必要な場合は適宜行う。

その他サービス								
行事（イベント）参加	なし	あり	なし	あり		○	実費	行事（イベント）参加費用を実費負担。
電池交換・電灯交換	なし	あり	なし	あり		○	実費	電池・電灯の実費+作業量として500円/15分を負担
退去時のマットレス消毒	なし	あり	なし	あり		○	2,000円	ベッドに使用しているマットレスの清掃消毒
退去時のゴミ出し	なし	あり	なし	あり		○	@ゴミ袋 500円 (作業 込)	ご家族でゴミ袋の手配及び袋詰めが困難な場合は、 450のゴミ袋を準備し対応します。その際はゴミ袋× 1枚につき500円をいただきます。
空室でのご家族の宿泊	なし	あり	なし	あり		○	1回当 り22,000 円	内訳：居室クリーニング20,000円、ベッドレンタル 費1,000円、リネン一式1,000円 ※全て税込価格

※1：利用者の所得等に応じて負担割合が変わる（1割又は2割、3割の利用者負担）。

※2：「あり」を記入したときには、各種サービスの費用が、月額サービス費用に含まれる場合と、サービス利用の都度払いによる場合に応じて、いずれかの欄に○を記入する。

※3：都度払いの場合、1回あたりの金額など、単位を明確にして記入する。

介護サービス等の一覧表

【凡例】 ●：ホームが必要性を認めた場合に実施 ◎：共通

(消費税抜き)

状態	自立			要支援1・2			要介護1・2・3・4・5			
	費用負担区分			費用負担区分			費用負担区分			
	自立支援費	管理費	その都度徴収	介護保険給付 を含むサービス	管理費	その都度徴収	介護保険給付 を含むサービス	管理費	その都度徴収	
介護サービス										
ケアプラン	-	-	-	●	-	-	●	-	-	
安否確認(巡回)2回/日	-	◎	-	-	◎	-	-	◎	-	
食事介助	-	-	-	●	-	-	●	-	-	
配膳・下膳(居室)	-	-	●以外200円/1回	●	-	●以外200円/1回	●	-	●以外200円/1回	
排泄	排泄介助	-	●500円/15分	●	-	-	●	-	-	
	おむつ交換	-	●500円/15分	●	-	-	●	-	-	
	おむつ代	-	●500円/15分	-	-	実費負担	-	-	実費負担	
入浴等	一般浴介助	-	●500円/15分	●2回/週まで	-	3回目を降500円/15分	●2回/週まで	-	3回目を降500円/15分	
	特浴介助	-	●500円/15分	●2回/週まで	-	3回目を降500円/15分	●2回/週まで	-	3回目を降500円/15分	
	清拭	-	●500円/15分	●2回/週まで	-	3回目を降500円/15分	●2回/週まで	-	3回目を降500円/15分	
身辺介助	体位交換	-	●500円/15分	●	-	-	●	-	-	
	居室からの移動	-	●500円/15分	●	-	-	●	-	-	
	衣類の着脱	-	●500円/15分	●	-	-	●	-	-	
身だしなみ介助	-	-	●500円/15分	●	-	-	●	-		
機能訓練	-	-	●500円/15分	●	-	-	●	-		
通院同行・介助	●※1※3	-	※1以外500円/15分+※3	●※1※3	-	※1以外500円/15分+※3	●※1※3	-	※1以外500円/15分+※3	
緊急時ナースコール対応	-	◎	-	-	◎	-	-	◎	-	
生活サービス										
家事	居室清掃	●1回/週	-	2回目を降500円/15分	●1回/週	-	2回目を降500円/15分	●1回/週	-	2回目を降500円/15分
	日常の洗濯	●2回/週まで	-	3回目を降500円/15分	●2回/週まで	-	3回目を降500円/15分	●2回/週まで	-	3回目を降500円/15分
理美容	-	-	実費負担	-	-	実費負担	-	-	実費負担	
代行	買い物(1km以内)	●※3	-	交通費、商品代実費	●※3	-	交通費、商品代実費	●※3	-	交通費、商品代実費
	後手手続き(介護保険関連)	●※3	-	●以外500円/15分※3	●※3	-	●以外500円/15分※3	●※3	-	●以外500円/15分※3
健康管理サービス										
胸部レントゲン撮影(希望者)	-	◎1回/年	-	-	◎1回/年	-	-	◎1回/年	-	
健康相談	-	◎	-	-	◎	-	-	◎	-	
生活指導・栄養指導	●	-	-	●	-	-	●	-	-	
服薬支援	●	-	-	●	-	-	●	-	-	
医師の往診	-	-	実費負担	-	-	実費負担	-	-	実費負担	
入退院時、入院中のサービス										
医療費	医療費	-	-	実費負担	-	-	実費負担	-	-	実費負担
	入院時洗濯代行 ※1	-	-	●500円/15分 ※2	-	-	●500円/15分 ※2	-	-	●500円/15分 ※2
	入退院時の同行	●	-	-	●	-	-	●	-	-
	入院時の見舞い訪問	●1回/週	-	2回目を降500円/15分	●1回/週	-	2回目を降500円/15分	●1回/週	-	2回目を降500円/15分
	移送サービス	●	-	※1以外実費負担※3	●	-	※1以外実費負担※3	●	-	※1以外実費負担※3
その他サービス										
レクリエーション・アクティビティ	-	-	実費負担	-	-	実費負担	-	-	実費負担	
生活関連	生活相談	-	◎	-	-	◎	-	-	◎	
	外出時同行	-	-	500円/15分 ※3	-	-	500円/15分 ※3	-	-	500円/15分 ※3
	リネン交換	●1回/週	-	500円/15分	●1回/週	-	500円/15分	●1回/週	-	500円/15分
	リネン代	-	-	実費負担	-	-	実費負担	-	-	実費負担
健康代理受診	-	-	500円/15分 ※3	-	-	500円/15分 ※3	-	-	500円/15分 ※3	
居室移動(引越):個人の希望時	-	-	現状回復費+引越費用実費	-	-	現状回復費+引越費用実費	-	-	現状回復費+引越費用実費	
取次	カーニカ [®] 宅配便の取次	-	◎	-	-	◎	-	-	◎	
	来客の取次ぎ	-	◎	-	-	◎	-	-	◎	
	日用品宅配の取次	-	◎	-	-	◎	-	-	◎	
その他	ご家族等の食事(朝食、昼食、夕食)	朝食 500円	-	-	-	-	朝食 500円	-	-	朝食 500円
		昼食 700円	-	-	-	-	昼食 700円	-	-	昼食 700円
		夕食 800円	-	-	-	-	夕食 800円	-	-	夕食 800円
	行事	-	-	実費負担	-	-	実費負担	-	-	実費負担
	電池交換・電灯交換	-	-	実費負担+500円/15分	-	-	実費負担+500円/15分	-	-	実費負担+500円/15分
	ナースコール破損取替・便座高さ調整	-	-	実費+500円/15分	-	-	実費+500円/15分	-	-	実費+500円/15分
	空き居室にご家族等が宿泊する場合	-	-	22,000円	-	-	22,000円	-	-	22,000円
	退去時マットレス消毒	-	-	2,000円	-	-	2,000円	-	-	2,000円
	退居時のゴミ出し	-	-	ゴミ袋×6500円 ※4	-	-	ゴミ袋×6500円 ※4	-	-	ゴミ袋×6500円 ※4
その他申し出事項	-	-	500円/15分 ※3	-	-	500円/15分 ※3	-	-	500円/15分 ※3	

注：各サービスについては、事前に予約が必要なのがございますので、個別にご確認が必要です。

※1 提携病院に限ります。

※2 施設が指定した場合を除きます。

※3 別途、スタッフ交通費実費が必要です。(事前の申し込みが必要です)

※4 ご家族での対応が困難な場合に施設が45ℓのゴミ袋を準備し対応します。その際はゴミ袋1枚につき500円(税別)をいただきます。